

2020年3月6日

## 株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ  
代表取締役社長 鎌 田 信 夫

### 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年3月24日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階ホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第42期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第42期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

なお、株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、2頁から41頁までに記載のとおりです。ただし、「連結注記表」及び「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト  
(<https://www.soliton.co.jp>)に掲載し、ご提供いたしております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.soliton.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度について、国内では、良好な雇用環境が継続し、軽減税率の実施などにより消費税増税の影響が限定的で個人消費は底堅く推移したものの、外需の伸び悩みから製造業を中心に企業収益や生産活動が落ち込みました。一方、海外は、米中の通商問題による中国景気の減速の影響が新興国にも波及し、また、降って湧いたコロナウィルス、英国のEU離脱問題などにより、先行きが不透明な状態が続きました。

当社の属するIT業界について、政府による働き方改革の推進や戦略的なITの活用による企業の事業変革が継続し、さらにパソコンの更新需要などの後押しもあり、IT投資は堅調に推移しました。多くの組織でクラウドサービスへの移行が始まり、組織の情報資産が「組織内（既存のネットワーク）」と「組織外（クラウド）」に点在するITインフラに変化しつつあり、情報資産にアクセスできるID（Identity）とその認証の管理が極めて重要になっております。また、サイバー攻撃は、機密情報を狙うもの、ITインフラの破壊を企てるもの、多種多様で高度化も進んでおります。国の機関と民間が情報を共有し、サイバー攻撃への対処に取り組んでおります。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は15,552百万円(前期比1.9%増)、営業利益は1,081百万円(前期比21.0%減)、経常利益は1,051百万円(前期比15.2%減)となりました。なお、前連結会計年度に計上した減損損失等の特殊要因が剥落したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は660百万円(前期比100.2%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### [ITセキュリティ事業]

売上高は14,511百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益は1,970百万円（前期比17.0%減）となりました。

自社製品／サービスを中心に販売を進め、主力製品であるネットワーク認証専用アプライアンス「NetAttest EPS」の販売が堅調に伸長しました。しかしながら、スポットの他社製品販売があり、粗利率が低下し、増収ながら減益の結果となりました。また、前述のクラウドサービスへの移行にあわせ、製品の見直しと新規サービスの開発を推進しました。特に当社が得意とする認証分野で、セキュリティと効率的な運用を両立する新たな統合認証サービス「Soliton OneGate」をリリースしました。

#### [映像コミュニケーション事業]

売上高は913百万円（前期比34.9%増）、セグメント利益は2百万円（前期はセグメント損失146百万円）となりました。

国内外で「Smart-telecaster Zao-S」（以下、Zao-S）の販売活動を推進しました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの警備に向けた公共案件を獲得しました。その効果として国体や各地の催しの警備に各県警からのレンタル需要が増加しました。また、総務省消防庁でZao-Sと映像配信クラウドサービス「Zao Cloud View」が導入されました。Zao-Sが、東京都と20の政令指定都市の消防本部に配布され、災害現場の映像がZao Cloud Viewを通してリアルタイムで配信/共有されます。海外のパブリックセーフティ分野にも販売活動を進めております。次機種の開発も着々と進めております。

#### [エコ・デバイス事業]

売上高は127百万円（前期比13.3%減）、セグメント損失は204百万円（前期はセグメント損失199百万円）となりました。

映像コミュニケーション事業と協力して取り組んでいる超短遅延映像伝送システムを応用し、トラックの隊列走行や建機のリモート運転など様々なアプリケーションとの連携を推進しました。オリジナルの微小信号センサーの販売や新製品の試作の開発にも取り組みました。

## ② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は266百万円で、その主なものは、OA機器・業務用ソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの取得、自社利用ソフトウェアの取得等でありませ

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの事業資金として、金融機関より短期事業資金として100百万円、長期事業資金として300百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2016年12月期)	第 40 期 (2017年12月期)	第 41 期 (2018年12月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高(百万円)	15,998	16,467	15,266	15,552
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	664	929	329	660
1株当たり当期純利益(円)	34.78	47.74	17.00	34.83
総 資 産(百万円)	12,825	13,936	13,106	14,051
純 資 産(百万円)	5,586	6,258	6,013	6,543
1株当たり純資産額(円)	286.06	320.64	316.25	344.21

(注) 2017年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
索利通ネットワーク系統 (上海) 有限公司	2,000千米ドル (222百万円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェア・ 映像伝送システム等の販売 ・ソフトウェアの受託開発
Soliton Systems Development Center Europe A/S	17,979千DKK (353百万円)	100.0%	・クラウドサービスのセキュア・ プラットフォームの開発

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含めて、計8社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

### (4) 対処すべき課題

1. 映像コミュニケーション事業とエコ・デバイス事業での製品開発は、インキュベーションPhaseを終えた。蓄積した技術の横展開を図り異業種向けの製品を量産化へ。ここで組織の改変を行い、強力な収益グループとすること。
2. ITセキュリティ事業は、国際的なニーズに合わせた商品/サービスの開発に注力すること。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社ソリトンシステムズ)、その他の関係会社1社、連結子会社8社及び関連会社1社(うち持分法適用1社)により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
ITセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報漏洩対策、ログオン認証、アクセス制御、サイバーセキュリティ対策などの製品/サービスの開発・販売</li><li>・IoTのためのセキュリティ対策と脆弱性検出</li><li>・上記各サービスのクラウドサービスと企業向けネットワークインテグレーション</li></ul>	当社 索利通網絡系統(上海)有限公司 Soliton Systems Singapore Pte.LTD. Soliton Systems, Inc. Soliton Systems Development Center Europe A/S Giritech A/S ㈱Sound-FinTech Militus, Inc.
映像コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・モバイル回線による高品質のリアルタイム画像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売</li></ul>	当社 Soliton Systems Europe N.V.
エコ・デバイス	<ul style="list-style-type: none"><li>・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売</li><li>・組み込み特殊処理エンジンの開発・販売</li></ul>	当社 Y Explorations, Inc.

- (注) 1. その他の関係会社の㈱Zen-Noboksは、当社株式の43.3%を所有している資産管理会社であります。当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。
2. 当連結会計年度において、㈱オレガを簡易合併いたしました。
3. 当連結会計年度において、株式を取得し㈱Sound-FinTechを子会社にいたしました。
4. 当連結会計年度において、非連結子会社である㈱LaboLive及び持分法適用会社である㈱データコアの全株式を譲渡いたしました。

(6) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市中区
J R新宿ミライナ タワーオフィス	東京都新宿区	福岡営業所	福岡市博多区
開 発 分 室	東京都新宿区	東北営業所	仙台市青葉区
物 流 倉 庫	東京都江戸川区	長野開発分室	長野県長野市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	山形総合開発センター	山形県山形市
札 幌 営 業 所	札幌市中央区		

② 子会社

名 称	所 在 地
索利通ネットワーク系統（上海）有限公司	中華人民共和国 上海
Soliton Systems Development Center Europe A/S	デンマーク コペンハーゲン

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
I T セ キ ュ リ テ ィ	519 (146) 名	42名増 (5) 名増
映像コミュニケーション	33 (4) 名	3名減 (1) 名減
エコ・デバイス	26 (4) 名	1名減 (-) 名減
本 社 ・ 共 通	66 (22) 名	6名減 (19) 名減
合 計	644 (176) 名	32名増 (15) 名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
581 (175) 名	52名増 (15名減)	40.7歳	10.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	411百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 78,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 19,738,888株 |
| ③ 株主数        | 5,648名      |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 Z e n - N o b o k s	82,124百株	43.3%
ソリトンシステムズ従業員持株会	7,833百株	4.1%
鎌 田 信 夫	5,800百株	3.1%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,800百株	2.5%
G R O T H I N V E S T M E N T S L L C	3,800百株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,400百株	1.7%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	2,638百株	1.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,356百株	1.2%
三 好 修	1,837百株	0.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,816百株	0.9%

(注) 持株比率は自己株式779,628株を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌田 信夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役
取締役	遊佐 洋	
取締役	橋本 和也	ITセキュリティ事業部長
取締役	人見 昌利	管理部長 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役
取締役	見立 宏	ITセキュリティ営業部長
取締役	土屋 徹	
取締役	長谷部 泰幸	
取締役	加藤 光治	北川工業株式会社 社外取締役
取締役	中村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役 Internet Research Institute LTD. 取締役
取締役	鎌田 理	
常勤監査役	近藤 洋子	
監査役	佐藤 英明	株式会社イセトー 顧問
監査役	佐藤 泰雄	

- (注) 1. 取締役加藤光治氏及び中村修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤英明氏及び佐藤泰雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役いずれも会社法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は、取締役加藤光治氏、取締役中村修氏、監査役佐藤英明氏及び監査役佐藤泰雄氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (2)	62百万円 (6)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	12 (4)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (4)	74 (10)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 取締役の支給人員は、無報酬の使用人兼務取締役6名を除いております。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額100百万円以内と決議いただいております。

#### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	取 引 関 係
取 締 役	加 藤 光 治	北川工業株式会社 社外取締役	重要な取引関係は ありません
取 締 役	中 村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役 Internet Research Institute LTD. 取締役	重要な取引関係は ありません
監 査 役	佐 藤 英 明	株式会社イセトー 顧問	重要な取引関係は ありません
監 査 役	佐 藤 泰 雄	—	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 加藤 光 治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 中 村 修	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 佐藤 英 明	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全て、監査役会17回のうち17回全てに出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。
監査役 佐藤 泰 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回全て、監査役会17回のうち17回全てに出席いたしました。銀行審査部門、会社役員を経験され、企業審査、経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑤ 当社の重要な子会社である索利通ネットワークシステム(上海)有限公司及びSoliton Systems Development Center Europe A/Sは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要  
業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する  
ための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
- ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
- ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経營業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
  - ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
  - ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。

- ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
  - ・グループの役員及び社員等に対し、年1回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
  - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
  - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役職務を補助すべき社員等は、監査役指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- ・グループの役員及び社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
  - ・内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する。
- ⑧ 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
  - ・ 監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。
- ⑩ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況
- 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとっております。

### **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

#### ① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図っております。

また、社内にはコンプライアンスホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び常勤監査役に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会で行われております。

## ② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

## ③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、また、稟議等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針に、株主配当の充実を図りたいと考えております。

当事業年度の期末配当については、2020年2月13日開催の取締役会において、1株につき5.00円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、2020年3月25日といたしております。

内部留保資金につきましては、より強固な経営基盤作りを目指すとともに、新製品と新サービス創出のための開発投資及びグローバル展開のための原資に充てる予定です。

# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	11,382	<b>流動負債</b>	6,977
現金及び預金	6,913	支払手形及び買掛金	836
受取手形及び売掛金	1,972	短期借入金	286
電子記録債権	464	リース債務	27
リース投資資産	66	未払金	480
商品及び製品	782	未払法人税等	124
仕掛品	110	前受収益	4,263
原材料及び貯蔵品	104	賞与引当金	352
前払費用	936	その他	606
その他	85	<b>固定負債</b>	530
貸倒引当金	△54	長期借入金	125
<b>固定資産</b>	2,669	リース債務	43
<b>有形固定資産</b>	878	退職給付に係る負債	362
建物	439	<b>負債合計</b>	7,508
車両運搬具	3	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	238	<b>株主資本</b>	6,341
土地	186	資本金	1,326
建設仮勘定	10	資本剰余金	1,401
<b>無形固定資産</b>	495	利益剰余金	4,128
ソフトウェア	413	自己株式	△514
ソフトウェア仮勘定	67	その他の包括利益 累計	184
その他	14	その他有価証券 評価差額金	13
<b>投資その他の資産</b>	1,295	為替換算調整勘定	185
投資有価証券	220	退職給付に係る 調整累計額	△14
差入保証金	547	<b>非支配株主持分</b>	18
繰延税金資産	331	<b>純資産合計</b>	6,543
その他	201	<b>負債・純資産合計</b>	14,051
貸倒引当金	△4		
<b>資産合計</b>	14,051		

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		15,552
売上原価		8,903
売上総利益		6,649
販売費及び一般管理費		5,568
営業利益		1,081
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
受取補償金	4	
助成金収入	2	
貸倒引当金戻入額	18	
その他の	2	28
営業外費用		
支払利息	2	
持分法による投資損失	13	
為替差損	39	
固定資産除却損	1	
その他の	1	58
経常利益		1,051
特別利益		
関係会社株式売却益	4	4
特別損失		
減損損失	35	
投資有価証券評価損	3	
関係会社株式売却損	6	46
税金等調整前当期純利益		1,009
法人税、住民税及び事業税	272	
法人税等調整額	76	349
当期純利益		660
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		660

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)  
(2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年1月1日残高	1,326	1,401	3,657	△514	5,870
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△189		△189
親会社株主に帰属する 当期純利益			660		660
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	470	—	470
2019年12月31日残高	1,326	1,401	4,128	△514	6,341

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2019年1月1日残高	10	134	△19	125	18	6,013
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△189
親会社株主に帰属する 当期純利益						660
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	2	51	4	59	△0	59
連結会計年度中の 変動額合計	2	51	4	59	△0	529
2019年12月31日残高	13	185	△14	184	18	6,543

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,123	流 動 負 債	6,477
現金及び預金	6,781	買掛金	771
受取手形	2	短期借入金	190
電子記録債権	464	リース債務	25
売掛金	1,884	未払金	510
リース投資資産	66	未払費用	212
商品及び製品	769	未払法人税等	123
仕掛品	108	前受金	79
原材料及び貯蔵品	104	前受収益	4,159
前渡金	24	賞与引当金	343
前払費用	885	その他	61
関係会社短期貸付金	436	固 定 負 債	477
その他	54	長期借入金	125
貸倒引当金	△461	リース債務	41
固 定 資 産	2,337	退職給付引当金	311
有 形 固 定 資 産	781	負 債 合 計	6,954
建物	396	純 資 産 の 部	
車両運搬具	3	株 主 資 本	6,492
工具、器具及び備品	232	資 本 金	1,326
土地	139	資 本 剰 余 金	1,401
建設仮勘定	10	資本準備金	1,247
無 形 固 定 資 産	505	その他資本剰余金	153
ソフトウェア	423	利 益 剰 余 金	4,279
ソフトウェア仮勘定	67	利益準備金	95
電話加入権	14	その他利益剰余金	4,183
投 資 そ の 他 の 資 産	1,050	繰越利益剰余金	4,183
投資有価証券	220	自 己 株 式	△514
関係会社株式	2	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13
出資金	162	その他有価証券	13
破産更生債権等	1,057	券評価差額金	
長期前払費用	33	純 資 産 合 計	6,506
差入保証金	516	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,460
繰延税金資産	321		
貸倒引当金	△1,263		
資 産 合 計	13,460		

# 損 益 計 算 書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,887
売 上 原 価		8,528
売 上 総 利 益		6,359
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,019
営 業 利 益		1,340
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	0	
受 取 補 償 金	4	
助 成 金 収 入	2	
そ の 他	2	35
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
為 替 差 損	38	
固 定 資 産 除 却 損	1	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164	
債 権 放 棄 損	40	
そ の 他	1	248
経 常 利 益		1,127
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4	4
特 別 損 失		
減 損 損 失	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	56	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	2	
抱 合 せ 株 式 消 滅 損	3	66
税 引 前 当 期 純 利 益		1,065
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	248	
法 人 税 等 調 整 額	76	325
当 期 純 利 益		739

# 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)  
(2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
2019年1月1日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	3,633	3,729	△514	5,942	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△189	△189		△189	
当期純利益						739	739		739	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	550	550	-	550	
2019年12月31日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	4,183	4,279	△514	6,492	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券	評 価 差 額	換 算 差 額	評 価 差 額 等 合 計		
2019年1月1日残高			10		10	5,953
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△189
当期純利益						739
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			2		2	2
事業年度中の変動額合計			2		2	553
2019年12月31日残高			13		13	6,506

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月2日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥羽正浩	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井広幸	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月2日

株式会社 ソリトンシステムズ

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽正浩<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2019年1月1日から2019年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月3日

株式会社ソリトンシステムズ 監査役会

常勤監査役 近 藤 洋 子 ㊟

社外監査役 佐 藤 英 明 ㊟

社外監査役 佐 藤 泰 雄 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(削除)
第7条～第11条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第17条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。  (新設)	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。  2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の解任)  第21条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の任期)  第22条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)  第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>5. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)  第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)  第27条 当会社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第25条 当会社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第31条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第31条 当会社は監査等委員会を置く。
(監査役の員数) 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の解任) 第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤監査等委員) 第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であったものを含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第44条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、定款第34条第2項の規程を準用する。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第6章 会計監査人</b> 第45条～第47条 (条文省略)</p>	<p><b>第6章 会計監査人</b> 第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第49条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
<p><b>第7章 計 算</b> 第50条～第52条 (条文省略)</p>	<p><b>第7章 計 算</b> 第42条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>附 則</b> (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の第42回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かま 鎌 た のぶ お夫	1967年3月 東京工業大学大学院応用物理博士課程修了 1972年4月 東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年9月 インテルジャパン株式会社（現インテル株式会社）入社 1979年3月 当社設立 代表取締役社長（現在に至る） 1982年12月 九州工業大学 非常勤講師（重要な兼職の状況） 有限会社 Zen-Noboks 取締役 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事長 Soliton Systems Development Center Europe A/S 取締役	580,000株
2	ゆき 遊 佐 よう 洋	1974年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 1974年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 2005年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役 2006年6月 NTTコムテクノロジー株式会社 代表取締役社長 2011年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 特別参与 2012年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役 2013年6月 当社入社 執行役員副社長 2014年6月 取締役副社長 2019年3月 取締役（現在に至る）	8,000株

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	橋本 和也 はしもと かず や	1985年3月 大阪電気通信大学短期大学部電子工学科卒業 1985年4月 三菱電機セミコンダクタソフトウェア株式会社入社 1989年4月 三菱電機株式会社 1993年8月 当社入社 2010年10月 I Tセキュリティ開発本部長 2011年5月 I TセキュリティBU長 2011年6月 執行役員 I TセキュリティBU長 2015年4月 執行役員 I Tセキュリティ事業部長 2017年6月 取締役 I Tセキュリティ事業部長 (現在に至る)	100株
4	見立 宏 み たて ひろし	1970年3月 東北大学経済学部卒業 1970年3月 日本開発銀行 (現株式会社日本政策投資銀行) 入行 1995年3月 同行高松支店長 (現四国支店長) 1997年6月 同行国際部長 1998年3月 東部ガス株式会社 取締役 2003年6月 同社常務取締役 2013年8月 当社入社 2017年1月 執行役員社長室長 2019年1月 執行役員 I Tセキュリティ営業部長 2019年3月 取締役 I Tセキュリティ営業部長 (現在に至る)	10,000株
5	土屋 徹 つち や とおる	1985年3月 東京工業大学大学院応用物理修士課程修了 1985年4月 ファナック株式会社入社 1988年7月 財団法人未来工学研究所入所 1994年7月 当社入社 2003年3月 取締役ネットワーク事業部長 2009年8月 シスコシステムズ合同会社入社 サービスピロバイダーアーキテクチャ シニアマネージャ 2014年5月 株式会社防災&情報研究所入社 事業企画部長 2016年5月 当社入社 I Tセキュリティ事業部 2019年3月 取締役 (現在に至る)	2,000株

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	はせべ やすゆき 長谷部 泰幸	1988年3月 東京工業大学大学院理工学研究科修士課程修了 1988年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1992年7月 日本オラクル株式会社入社 2007年8月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社(現バリオセキュア株式会社)取締役COO 2009年9月 株式会社ネットセキュリティ総合研究所(現株式会社イード)取締役副社長 2011年6月 株式会社UBIC(現株式会社FRONTEO)取締役国内事業統括担当 2012年11月 株式会社Ji2取締役 2014年6月 当社グループ執行役員 2016年10月 株式会社Ji2吸収合併により当社入社 執行役員 2018年1月 執行役員ITセキュリティ事業部 2019年3月 取締役 (現在に至る)	40,000株
7	かほ た 田 おきむ 鎌田 理	1994年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 1994年4月 日本オラクル株式会社入社 2008年12月 同社オラクルダイレクト テクニカルサービス部 シニアディレクター 2018年6月 同社ソリューション・エンジニアリング統括クラウド・プラットフォーム本部オラクルデジタルソリューション第一部 シニアディレクター(現任) 2019年3月 当社取締役 (現在に至る)	70,000株

- (注) 1. 鎌田理氏は、当社代表取締役社長鎌田信夫氏の二親等以内の親族であります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鎌田信夫氏を取締役候補者とした理由は、当社の創立より代表取締役社長として強力なリーダーシップにより経営戦略を推進し、業績拡大により当社を東京証券取引所第一部上場へ導きました。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。遊佐洋氏を取締役候補者とした理由は、ITセキュリティに関する専門技術に精通し豊富な経営経験・実績・見識を有し、当社取締役就任後も経営理念に基づく経営戦略を推進するなど取締役としての職務を果たしております。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。橋本和也氏を取締役候補者とした理由は、ITセキュリティに関する専門技術に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに事業部門を統括し、取締役就任後も経営理念に基づく経営戦略を推進するなど取締役としての職務を果たしております。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。見立宏氏を取締役候補者とした理由は、金融関係の豊富な経験を積み、経営に関

する豊富な知見を有することから、当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。土屋徹氏を取締役候補者とした理由は、サイバーセキュリティに関する専門技術に精通し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。長谷部泰幸氏を取締役候補者とした理由は、ITセキュリティに関する専門技術及び業界に精通し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。鎌田理氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりIT事業に従事し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営についての提言を期待しているためです。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有するの当社株式数
1	かとうみつはる 加藤光治	1969年7月 日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1998年6月 株式会社デンソー 取締役 2006年6月 株式会社デンソー 専務取締役 2010年6月 株式会社デンソー 専務取締役退任 2014年6月 北川工業株式会社 社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現在に至る）	13,800株
2	なかむらおさむ 中村修	1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部 専任講師 2000年4月 同大学環境情報学部 助教授 2006年4月 同大学環境情報学部 教授（現任） 2010年6月 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役（現任） 2011年6月 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役（現任） 2015年12月 当社仮監査役 2016年3月 当社社外取締役（現任） 2019年7月 Internet Research Institute LTD. 取締役（現在に至る）	—
3	たか徳おぶ 高徳信男	1983年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1988年1月 監査法人新橋会計社（現ひびき監査法人）入社 1993年6月 高德公認会計士事務所設立 所長（現任） 1997年6月 当社社外監査役（2011年6月退任） 2012年6月 当社社外監査役（2016年3月退任）（現在に至る）	1,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 加藤光治氏、中村修氏及び高徳信男氏は社外取締役候補者であります。  
3. 加藤光治氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提

言を期待しているためです。中村修氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。高德信男氏を社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。

4. 当社は加藤光治氏、中村修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、加藤光治氏、中村修氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。高德信男氏の選任が承認された場合は、同様に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 加藤光治氏、中村修氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出たしております。高德信男氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 加藤光治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年9ヶ月となります。中村修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
さとう ひであき 佐藤 英明	1970年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話株式会社)入社 2003年6月 NTTビジネスアソシエ株式会社 代表取締役常務 2004年6月 NTT東京電話帳株式会社 代表取締役社長 2009年6月 NTTコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役 2013年7月 株式会社イセトー 顧問(現任) 2016年3月 当社社外監査役 (現在に至る)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤英明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐藤英明氏を補欠の社外取締役候補者とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営を監視していただくとともに、経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。
4. 当社は、佐藤英明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。
5. 佐藤英明氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、取締役の報酬等について、2007年6月21日開催の第29回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額500百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

候補者生年月日

鎌田 信夫	1940年11月13日
遊佐 洋	1949年11月14日
橋本 和也	1965年2月11日
見立 宏	1947年9月7日
土屋 徹	1960年5月28日
長谷部泰幸	1962年6月16日
鎌田 理	1970年5月30日

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

候補者生年月日

加藤 光治	1947年1月3日
中村 修	1959年12月1日
高德 信男	1959年10月16日

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

候補者生年月日

佐藤 英明	1947年6月13日
-------	------------

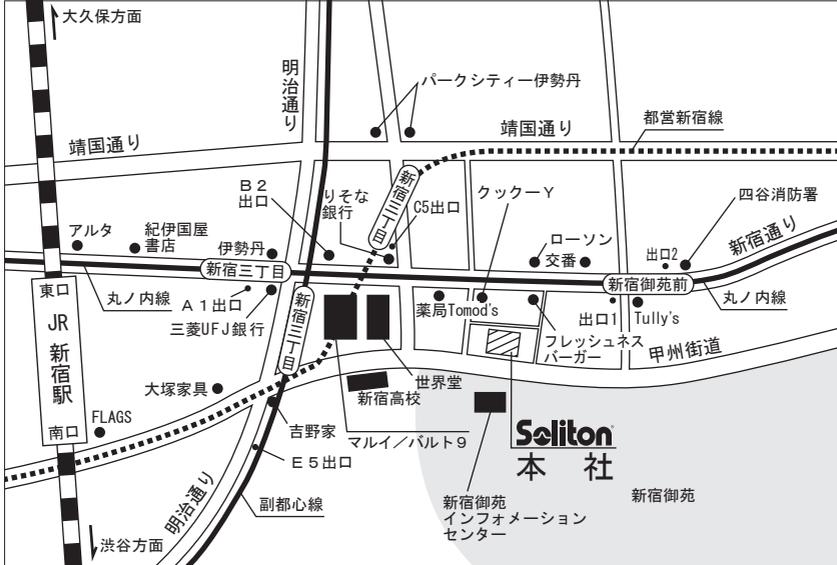
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目4番3号  
株式会社ソリトンシステムズ  
本社 7階ホール  
TEL 03-5360-3801



交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線

「新宿三丁目」下車（A1出口）徒歩4分

「新宿御苑前」下車（1番出口）徒歩3分

○都営新宿線

「新宿三丁目」下車（C5出口）徒歩3分

○JR山手線

「新宿」南口下車 徒歩8分

(注) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。